

## 国立大学法人筑波技術大学 平成17年度年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○平成17年度の学生収容定員は別表のとおりとする。

##### ○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育科目、障害に関する科目、情報リテラシー科目、語学教育科目及び保健体育科目の授業内容の検討を行うとともに、個々の学生が適切な科目履修ができるよう、「教育課程実施検討WG」において、クラス編成、時間割等の検討を行う。

また、来年度から入学してくる新課程を受けた学生に対応するための準備を継続し、新旧両方の課程に対応できるように、授業内容等の検討を行う。

##### ○専門教育の成果に関する具体的な目標の設定

専門基礎教育科目と専門教育科目、及び専門科目相互で連携の取れた授業が展開できるよう、担当者間で授業内容等の授業実施に関する検討を行う。

「教育課程実施検討WG」を引き続き開催し、連絡調整役を果たすとともに、専門職業人としての実力を学生に身に付けさせるために、専門基礎教育科目、専門教育科目のカリキュラム、授業内容等に関する検討を継続し、実施に備える。

##### ○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

インターンシップ及び企業人等による特別講義の実施内容を検討するとともに、企業及びハローワークへの訪問などを通し、新たなインターンシップや就職先の確保に努める。

また、保健科学部の鍼灸学専攻と理学療法学専攻における国家試験合格率を高い水準に維持するための指導プログラムについて検討する。

理療科教員養成施設や大学院進学等に関する情報を学生に提供できるよう、情報の収集に努める。

##### ○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

学生による授業評価及び教員相互の授業公開の実施、データを整理してその結果を担当教員にフィードバックするなどの結果の活用方法を検討する。

教員の教授能力の向上及び授業改善を目的とするFDを全学、学部、センター又は聴覚・視覚障害系の単位で実施する。

評価委員会の下に研究プロジェクトを立ち上げ、教育成果の評価を進めるための基本的な考え方、基準、手続きに関する総合的な検討を推進する。

なお、短期大学部では授業公開、学生による授業評価等を実施する。また、その結果を活かすための方策を評価委員会で検討する。

短期大学部と障害者高等教育研究支援センターとの間で定期的に学生の学習状況や成績に関しての連絡会を持ち、学生の教育・指導に役立てる。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

### ○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

電子的な情報提供の対象範囲の検討を行うとともに、聾学校、盲学校、一般高校、福祉協議会、ロービジョンクリニック等を訪問し、各機関の希望に応じた説明会を行う。

障害児を持つ親の団体や高等学校の進路担当者、養護教諭等との連絡を密にし、通常の学校で学ぶ聴覚・視覚障害生徒の状況把握に努め、PR活動を積極的に行う。

今年度に行った大学説明会の在り方や効果に関して検討し、来年度の大学説明会の改善を図る。また、盲・聾学校や各種障害者団体からの要請に対しては積極的に対応する。

### ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養、専門基礎及び専門教育に関する教育内容を関連させて、有機的な教育が実施できるように「教育課程実施検討WG」における検討を継続する。

専門技術教育の基礎となる数学の教育については、「数学教育連絡会」を設け、専門教育科目との調整、科目編成の在り方等を検討する。

学科ごとにコース制の在り方、専門教育科目のカリキュラム、授業内容等について検討する。必要なものについては、順次修正に着手する。

### ○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

基礎学力が不足している学生に対する補習、個別指導、履修歴による指定科目などの実施方法や内容について検討する。

自発的な学習を奨励するにあたって、携帯電話や学内LANを活用して学生が自学自習できるシステムの整備を推進する。

実験、実習や講義と演習を関連づけ、実体験と理論を有機的に組み合わせて理解を深める授業の展開について、内容と方法の調整を担当者間で行い、来年度からの開講に備える。

企業や官庁の最先端技術者や経営者が担当する授業に関し、内容と方法の調整を行い、開講に備える。

また、インターンシップについては、実習プログラムの一層の充実が図れるように、新たな受け入れ先の開拓に努める。

シラバスを作成するとともに、ホームページへの公開の準備をする。

内容が十分に伝わる授業となるよう、非常勤講師が担当する科目の情報保障の在り方を検討し、準備する。

### ○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

平成18年度のシラバスを作成する際に、その授業の成績評価基準等を明確に記述させるとともに、統一性、一貫性、透明性のある成績評価を実施する方法について検討する。なお、統一性、一貫性についての方策の一つとして、「成績評価に関する申し合わせ」の作成に着手する。

到達基準が反映される成績評価を検討し、導入に向けて準備を行う。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

教養教育系と専門教育系の科目の領域を越えた科目担当を取り入れた教育課程において、連携の取れた授業が展開できるよう、担当者間で授業内容等の授業実施に関する検討を行う。

なお、「教育課程実施検討WG」を引き続き開催し、連絡調整役を果たすことにより、効果的な教員の配置や授業・役割分担などを検討する。

#### ○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

聴覚障害系の教育の領域においては、教室、実習室等に設置された視覚情報提示システムが有効に活用され、情報が学生に確実に伝わるよう、視覚化した教材の活用を図る。また、附属図書館に図書全般の充実を図るとともに、聴覚障害関係の図書や教養教育のための図書、映像資料の充実に努める。

視覚障害系の教育の領域においては、学習環境の整備のため、附属図書館や教室に設置してあるコンピュータの個別設定と障害補償システムの効果的な利用方策について重点的に点検する。

全学的に電子メールによるレポート提出、インターネット教材の授業への導入、電子掲示板の利用等、各種メディアを効果的に活用した教育の在り方について検討し、準備を進める。

#### ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

教育の成果や効果を検証するための評価委員会を設けるとともに、教育成果の評価を進めるための基本的な考え方、基準、手続きを総合的に検討するための研究プロジェクトを立ち上げる。

#### ○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

最新の情報技術及びメディア関連技術を応用した教育機器・教材の活用方法の開発や障害補償システムの開発等を積極的に進め、その成果を授業FDで取り上げる。

#### ○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

放送大学科目については、両学部とも2科目を総合教養科目として受講内容の検討及び開講の準備を進める。短期大学部の学生に対するインターンシップの実施も含め、実習プログラムの一層の充実が図れるように、新たな受け入れ先の開拓に努める。

#### ○学部等の教育実施体制等に関する特記事項

評価委員会と連携し、産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの各々において、教育成果の評価を進めるための基本的な考え方、基準、手続きを総合的に検討する。

### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### ○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

個々の学生の状況を的確に把握するため、クラス担当教員や副担当教員がオフィスアワーなどにより、定期的に学生の状況を把握する機会を確保する。

各授業担当教員も学生からの相談をオフィスアワー等により対応するとともに、学習の遅れの目立つ学生に関しては補習など個別に時間を設け、対応するよう努める。

また、クラス担当教員連絡会を開催し、学年単位での情報交換や各学科等内のみならず、産業技術学部、保健科学部と障害者高等教育研究支援センターとの間で学生の状況に関する情報の交換を毎学期終了時に行い、学生指導の共同化を図る。

保健管理センターを中心として、怪我や病気の予防に努めるとともに、クラス担当教員と連携を取り、良好な相談支援体制が継続できるように努める。

学生からの相談に効果的に応えられるよう、人権に関する相談窓口を引き続き設置するとともに、問題点を検討し、必要があれば改善を行う。

#### ○就職支援等に関する具体的方策

就職委員会が中心となって、企業訪問、企業向け大学説明会、就職フォーラムへの参加等を通して、就職情報の収集や新たな就職先の開拓に努める。

就職講演会、ハローワーク見学、就職模擬試験の充実、コミュニケーション個別指導、面接準備指導等を通じて学生の就職活動を支援できる体制を継続するとともに、問題点を検討し、必要があれば改善を行う。

就職後の職場訪問やインターネットを介した相談活動など、就職後の支援や再教育の場の準備によりフォローアップ体制の更なる充実に努める。

また、昨年度から始めた出張講座の充実を図り、仕事を持つ障害者の支援を行う。

#### ○経済的支援に関する具体的方策

学費猶予、免除制度の活用を図ることや各種奨学金に関する情報収集に努め、在学生に提供する。障害基礎年金の受給手続きや補装具等の給付申請手続きなどについても広く相談支援ができるよう、準備を進め、可能なことから実施する。

#### ○社会人・留学生に対する配慮

本学のホームページなどの充実を進め、社会人や留学生志願者に対して便宜を図る。

出張講座等を通じ、本学に社会人入学の制度があり、4年制大学としての再教育の場があることを広く社会で働く障害者に伝える。

また、社会人や留学生を対象とした経済支援や生活支援に関する情報収集に努める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ○目指すべき研究の方向性

最新の情報技術及びメディア関連技術等を活用し、障害者の障害補償システム、教育支援システム、教育内容・方法、教育機器・教材の開発を行い、障害教育や障害者福祉の改善に役立つ研究を継続して推進する。

<p>○大学として重点的に取り組む領域</p> <p>障害者を対象とする具体的な教育方法，教育機器・教材の開発，障害補償システム，高等教育支援システム，遠隔地障害者支援システム，ネットワーク活用システムなどの研究開発を進める。</p> <p>また，産業技術及び保健科学に係わる研究を推進するとともに，新たな視点から学術的な研究や障害（者）教育，福祉との接点に芽生える新たな分野の研究課題にも取り組む。</p>
<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>研究成果を，関連学会，公開講座，研修会等を介して社会に還元する。</p> <p>開発した情報保障機器や方法を公開講座や研修を通してできるだけ多くの障害者にかかわる機関に働く人に伝える。</p>
<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <p>各教員及び研究チームの研究水準の目標設定の参考となるように，評価委員会において，障害教育・福祉や産業技術及び保健科学に関する他大学や世界の研究業績の調査を開始する。</p>
<p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○適切な研究者等の配置に関する具体的方策</p> <p>教育研究等高度化推進事業対象の教育研究等改革・改善事業や重点的に取り組む領域について，全学及び学部・学科を越えた研究プロジェクトを設定し，優先的に研究を推進する。</p> <p>障害者高等教育研究支援センター内に新たに設置された支援交流室において学外支援，国内・国外との交流計画・実行の支援体制の構築を図る。障害者基礎教育課程研究部門においては教養課程の在り方を探るため，内外の障害者にかかわる大学から資料収集を行う。</p>
<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <p>重点的研究プロジェクトへの研究資金の配分を優先的に行う。</p> <p>学部長及びセンター長裁量経費を重点研究に配分する。</p>
<p>○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <p>教育，研究に必要な施設などの適正使用を図るために，「既存施設の利用状況調査」結果に基づき，有効利用のための方針方策を検討し，可能なものから実施する。</p>
<p>○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策</p> <p>研究成果の中で特許の取得が可能なものについてはその取得を目指す。</p>
<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <p>評価委員会において，教育研究活動の評価を行うための資料を収集し，基準を検討する。</p> <p>障害者高等教育研究支援センターに学外委員を含めた運営協議会を設け，センター支援研究部の事業計画や今後の在り方について検討する。</p>

<p>○全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>障害教育研究及び障害者支援に関する研究等において，国内外の研究者との共同研究をさらに推進する。また，国外の協定締結大学との教員間の交流や研究活動を活発にし，新たな視点から共同研究を推進する。</p> <p>昨年度立ち上げた日本障害者学生高等教育支援ネットワークの確立を図り，参加大学や機関との協力体制の確立，支援ネットワークの構築，支援者養成のためのプログラム開発等具体的な方策を検討する。</p>
<p>○研究実施体制等に関する特記事項</p> <p>アジア太平洋地域聴覚障害問題会議（APCD2006）において高等教育部門に関する分科会開催のため，引き続き学内外との協議を続ける。</p> <p>WHO 西太平洋事務局「第2回伝統医学情報標準化に関する非公式協議」を共催するために学内外との協議を行い，開催を支援する。</p>
<p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○地域社会との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策</p> <p>地方公共団体との連携を図るとともに，学校や住民の視聴覚障害に関する相談，教育相談等に対応する。</p> <p>引き続き地域のボランティア団体やNPO 法人との連携の強化を図るとともに，協力して支援者の養成を図る。また，公開講座，研修，講演会等を通じて補償機器の理解と普及を図る。視聴覚相談や教育支援に関しては障害者高等教育研究支援センターの支援交流室を中心に全学的な対応を続ける。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>産学官との交流を図るための研究会等の開催や関連機関との連携の可能性を探る。</p>
<p>○他大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <p>他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生への質の高い学習支援や講演会，学会等への高度な情報支援サービスの提供が行えるよう，視覚障害学生に対する点字図書のための組織の整備，聴覚障害学生に対する遠隔地手話通訳・リアルタイム字幕提示・パソコン要約筆記等の情報保障技術による支援体制の確立について検討する。</p> <p>また，聾学校，盲学校，難聴学級，通級指導教室等の支援に積極的に取り組む。</p> <p>さらに，聾学校，盲学校，難聴学級，通級指導教室教員及び障害福祉・医療関係者のニーズに応えた公開講座，講演会，研修会等を計画するとともに，一般大学で学ぶ障害学生，その担当教員，保護者等からの教育相談に応じる。</p>
<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>国際交流協定を結んでいる大学や聴覚障害者のための国際大学連合（PEN-International）を中心に教職員交流，学生交流，共同研究，情報交換等を積極的に推進する。</p> <p>インターネットやテレビ会議システムの活用により，外国の障害者高等教育機関との間で情報交換を図る。</p>

障害者高等教育研究支援センターでは、PEN-Internationalによる国際交流を更に進めるためにPENの活動の活発化を図る。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

国際会議・研究会を開催するとともに、学外で開催される国際会議への参加を推進する。

聴覚障害者のための国際大学連合（PEN-International）の構成大学としてアジア地域の聴覚障害者高等教育機関の支援を進める。

18年度開催される第9回アジア太平洋地域聴覚障害問題会議（APCD2006）に向けて組織委員会を構成する主要メンバーとして設置されたWGを利用して、さらに具体的な準備や調整を進める。

世界盲人連合アジア太平洋地域協議会第8回盲人マッサージセミナー（つくば大会2006）の組織委員会を構成する主要メンバーとして、大会に向けた具体的な準備を進める。

**(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置**

○良質な医療人養成の具体的方策

臨床実習及び鍼灸師の卒後教育についての評価の在り方について検討を行う。

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

医療サービスの向上や経営の効率化を図るため、経営協議会などの意見を参考に、機能の充実を図るとともに、効率的な運営の検討を開始する。

医療機器の年間保守内容の見直しを行うことにより、支出の削減を図ることを検討する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

診療体制の充実、整備を図るための、学内支援体制を含む方策について検討する。

○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

東西医学の統合的診療を実践する医療施設として、科学的に質の高い診療・鍼灸治療、教育研究を行い、地域医療への貢献を図る。

**II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

総括担当の常勤理事1名、教育研究及び経営担当を主として担当する非常勤理事各1名を配置するとともに、「部局長会議」を設置し、学長がリーダーシップを発揮する体制の強化を図る。

保健科学部附属東西医学統合医療センターの経営の在り方を検討するために、経営協議会などの意見を参考に機能の充実を図るとともに、効率的な運営の検討を開始する。

経営戦略会議を設置し、全学的な経営戦略を検討する体制を整え、戦略的な学内資源配分の検討を行う。

事務局に財務戦略室を設置し、経営戦略のサポート体制の強化を図る。

<p>○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <p>「部局長会議」において重要事項についての整備，調整及び協議を行うとともに新たに「政策調整会議」を設置し，学内各種委員会の委員長と連携調整を図り，効果的・機動的な運営を行う。</p>
<p>○部局長等を中心とした機動的・戦略的な部局等運営に関する具体的方策</p> <p>各部局に「学部長補佐」及び障害者高等教育研究支援センターに「副センター長」を置き，部局長の補佐体制を強化する。</p>
<p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <p>全学的な「大学改革推進室」，「評価室」及び「経営戦略会議」と事務局に設置する「企画室」及び「財務戦略室」が一体となって，大学運営を行う。</p>
<p>○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>筑波技術短期大学に引き続き，戦略的な学内資源配分を行うため，一定比率を競争的教育研究経費等として措置するとともに，「経営戦略会議」において全学的視点からの検討を行う。</p>
<p>○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策</p> <p>学外の有識者を顧問に委嘱し，大学運営等に対する助言を得る。</p> <p>障害者高等教育研究支援センターの障害者支援研究部の事業計画等についての協議にあたって，学外の有識者を含めた「運営協議会」を設置する。</p>
<p>○内部監査機能の充実にに関する具体的方策</p> <p>監事及び会計監査法人との連携を強化し，内部監査を効率的・効果的に実施する。</p> <p>内部監査部門を学長の直属にするなど，監査体制の独立性並びに機能の充実を検討する。</p> <p>内部監査の手法並びに監査に関する外部機関主催の研修等の開催状況を調査する。</p>
<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策</p> <p>近隣の国立大学法人等と事務職員の人事交流を図るとともに，職員研修についても協力体制を構築する。</p>
<p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <p>教育研究組織の見直しなどを検討するため大学改革推進室を設置する。</p>
<p>○教育研究組織の見直しの方向性</p> <p>大学院及び理療科の教員養成に対応する教育研究組織の在り方についての検討を開始する。</p>

<p><b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 新たに設置する「評価室」において人事評価システムの整備について検討を開始する。</p>
<p>○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 学年進行終了後の国内外の優秀な人材の採用を可能とする教員の採用方法について、検討を開始する。 また、学長裁量教員枠についての検討を開始する。</p>
<p>○教員の流動性向上に関する具体的方策 公募制の在り方や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流の方策の検討を開始する。</p>
<p>○外国人・女性・障害者等の教員採用の促進に関する具体的方策 障害者の教員採用に積極的に取り組む。</p>
<p>○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 近隣の大学との連携の下に事務職員の採用・人事交流を行うとともに、学内外主催の研修等にも積極的に参加させる。 また、事務職員・技術職員等の質の向上に努める。</p>
<p>○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 新たに設置する「経営戦略会議」において、人員（人件費）管理に関する検討を開始する。</p>
<p><b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 4年制大学の学部組織に対応した事務組織の機能・編成の見直しを行う。 事務局に「企画室」及び「財務戦略室」を設け、企画立案機能の充実と財務戦略機能の充実を図る。 平成17年10月から、教務電算システム及び入試電算システムの本稼働により、事務処理の効率化及び合理化等を図る。</p>
<p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 前年度に引き続き共同業務処理に関する調査を行う。</p>
<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 事務局に事務改善合理化委員会を設置して、事務処理の効率化・合理化及びアウトソーシングの検討を進める。</p>

<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 地方自治体との連携を強化し，外部研究資金の獲得を促進する。</p> <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>① 教育研究の成果を地域住民に還元するとともに，収入を伴う事業として公開講座を実施する。</p> <p>② 地域との連携の強化及び教育研究の成果の活用を図る。</p> <p>③ 利用可能な施設等についてホームページに掲載する。</p>
<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○管理的経費の抑制に関する検討</p> <p>① 経費の節減を図るため全学組織に省エネルギーなどの推進を要請する。 筑波技術短期大学に引き続き，経費の節減を図るため文書の電子化，ペーパーレス化に努める。 筑波技術短期大学に引き続き，市場調査，競争原理を生かした経済的な契約の推進を図る。</p> <p>② 17年度決算資料（短期大学）に基づきセグメントごとの各コスト情報を学内各組織に周知する。</p>
<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>① 外部専門家の資産の運用助言に基づき関係機関と意見交換を図る。</p> <p>② 筑波技術短期大学に引き続き、既施設の共同利用等の可能性を調査検討する。</p>
<p><b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 評価委員会及び評価室を設置するとともに，事務局総務課に企画・評価係を設け，実施体制を整える。</p> <p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果をホームページで公表する。</p>
<p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策 新たな広報誌（季刊）を創刊するとともに，ホームページ等の充実を図り，積極的・効果的な広報活動を行う。 保健科学部入試のバナー広告を実施する。</p>

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### ○施設等の整備に関する具体的方策

- ① 天久保地区校舎棟等の防水改修を実施するとともに、筑波技術短期大学時に作成した修繕計画の基本案に基づき予算措置を検討し、可能なものから実施する。
- ② 筑波技術短期大学に引き続き聴覚・視覚障害者のための教育研究・生活環境としてのバリアフリー化、安全性、情報保障に関する見直し、各施設の点検を実施し整備改善計画を策定するとともに、実行可能なものから整備を行う。
- ③ 筑波技術短期大学に引き続き、本学の教育研究上、新たに必要となる施設設備を含め、計画的に整備するためキャンパス計画（基本案）を策定する。
- ④ 学内ネットワーク全体の安全性を確保するために、紫峰会館などの学外者が頻繁に利用する施設に対しては、ネットワーク認証スイッチなどの導入を実施する。
- ⑤ 新学生寄宿舎の構想等を検討するための委員会を立ち上げる。

#### ○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ① 筑波技術短期大学時に実施した既存施設の利用状況調査結果を基に、教員研究室などの整備計画を策定する。
- ② 平成16年度に修繕費として要した費用等をホームページへ掲載する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

#### ○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ① 安全衛生委員会と安全衛生管理責任者による定期的な学内巡視を行うとともに、引き続き、教職員の健康安全管理、事故防止等のためのマニュアルの作成を進める。
- ② 個人情報保護に関する研修を実施し、教職員の意識の啓発を図る。

#### ○学生等の安全確保等に関する具体的方策

既存の防災マニュアルの見直し（案）を作成する。  
学生、教職員による全学的な防災訓練を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 2 3 6
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	9
自己収入	1 4 2
授業料及び入学金検定料収入	7 2
附属病院収入	5 4
財産処分収入	0
雑収入	1 6
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1 1
長期借入金収入	0
計	1, 3 9 8
支出	
業務費	1, 3 7 4
教育研究経費	9 6 5
診療経費	5 0
一般管理費	3 5 9
施設整備費	9
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1 1
長期借入金償還金	4
計	1, 3 9 8

[人件費の見積り]

期間中総額918百万円を支出する。(退職手当は除く)

## 2 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 376
經常費用	1, 376
業務費	1, 278
教育研究経費	130
診療経費	45
受託研究費等	1
役員人件費	18
教員人件費	792
職員人件費	292
一般管理費	56
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	42
臨時損失	0
収入の部	1, 380
經常収益	1, 380
運営費交付金	1, 203
授業料収益	37
入学金収益	15
検定料収益	3
附属病院収益	54
受託研究等収益	1
寄付金収益	9
財務収益	0
雑益	16
資産見返運営交付金戻入	7
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	35
臨時利益	0
純利益	4
総利益	4

**3 資金計画**

## 平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1, 4 2 5
業務活動による支出	1, 3 3 4
投資活動による支出	5 9
財務活動による支出	4
次期中期目標期間への繰越金	2 8
資金収入	1, 4 2 5
業務活動による収入	1, 3 8 8
運営費交付金による収入	1, 2 3 6
授業料及び入学金検定料による収入	7 1
附属病院収入	5 4
受託研究等収入	1
寄付金収入	1 0
その他の収入	1 6
投資活動による収入	9
施設費による収入	9
その他の収入	0
財務活動による収入	0
旧筑波技術短期大学から承継した現金	2 8

注)「旧筑波技術短期大学」とは、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年法律第49号）附則第5条第1項の規定により解散した国立大学法人筑波技術短期大学をいう。

**VII 短期借入金の限度額**

## ○ 短期借入金の限度額

## 1 短期借入金の限度額

6億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要として借り入れすることも想定される。

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

## ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

**IX 剰余金の使途**

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の充実に充てる。

**X その他**

**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総 額 9	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（9）

（注1）金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

**2. 人事に関する計画**

教員については、公募制の拡充を図る。

また、事務職員等については、近隣の大学との連携の下に採用・人事交流を行う。

（参考1） 17年度の常勤職員数

192人

（参考2） 平成17年度人件費総額見込み  
（退職手当を除く）

918百万円

別 表

（収容定員）

平成17年度	短期大学部	270人
--------	-------	------